

## 品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱

制定	平成22年	6月16日	要綱84号
改正	平成22年	11月12日	要綱123号
改正	平成24年	5月17日	要綱128号
改正	平成25年	5月7日	要綱98号
改正	平成26年	5月9日	要綱83号
改正	平成27年	3月27日	要綱227号
改正	平成28年	7月1日	要綱232号
改正	平成29年	6月1日	要綱116号
改正	令和2年	4月1日	要綱76号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が、東京都（以下「都」という。）が実施する「地域における見守り活動支援事業」への補助金制度を活用して、「地域における見守り活動（防犯活動）」に自主的に取り組む区内の地域団体に対して、防犯設備の整備および防犯活動に必要な装備品の購入に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) 「安全・安心まちづくり推進地区」とは、区が防犯対策を効果的に進める必要があるとして選定した地区で、あらかじめ都に報告したものをいう。
- (2) 「地域団体」とは、町会、自治会、PTA、商店街等、一定の区域の住民が構成しまたは参加する団体をいう。
- (3) 「商店街等」とは、商店街および商店街の連合会をいう。
- (4) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
  - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
  - ウ 次に掲げる事項に照らし、区が商店街と認めるもの
    - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
    - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
    - (ウ) 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (5) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街振興組合法により設立された連合会
  - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
  - ウ ア、イ以外で、区単位に組織された商店街連合会
- (6) 「防犯設備」とは、一定区域における犯罪の抑止または犯罪被害の防止

に資するために固定して設置される、防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産または公有財産の保護、管理等に供されるものは除く。

(7)「補助事業者」とは、補助事業を実施する地域団体をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金は、地域における見守り活動の一環として継続して実施する次の事業に対して、別表に掲げる対象経費を予算の範囲内において補助事業者に対し交付する。

- (1) 地域団体が単独で行う防犯設備の整備事業（以下「防犯設備整備事業（単独事業）」という。）
- (2) 地域団体が連携して行う防犯設備の整備事業（以下「防犯設備整備事業（連携事業）」という。）
- (3) 地域団体が単独で、または連携して行う地域の防犯環境改善に必要となる装備品の購入事業（以下「地域防犯環境改善事業」という。）

2 前項の事業については、次の各号に掲げるすべての条件を満たす事業を対象とする。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区内で行う事業であること。
- (2) 防犯に関する見守り活動を月1回以上実施し、以後5年以上継続することが見込まれる事業であること。
- (3) 別途定める「品川区防犯設備整備事業補助金」の実施地域外であること。
- (4) 商店街からのみなる団体が行う事業ではないこと。
- (5) 地域団体に商店街が含まれる場合には、当該商店街の区域以外にも防犯設備が設置されること。
- (6) 地域団体内部の合意形成がなされている、または事業開始までにその見込みがある事業であること。
- (7) 申請した年度内に完了できる事業であること。
- (8) 防犯カメラの設置運用を含む事業について
  - ア 運用基準が定められていること、または運用開始までに定められる見込みがあること。
  - イ 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
  - ウ 映像又は音声の記録について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとするなど、厳正な管理を行うこと。
  - エ 映像又は音声の記録の保管期間は、1週間程度とすること。
  - オ 外部に記録を提供し、または閲覧させるときは、法令等に基づくときまたは捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。
- (9) 防犯設備を占有許可が必要な箇所に設置する場合は、当該箇所の占有許可を受けていること。または、受けられる見込みがあること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費および算定基準は、別表のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合には区長が別に定めることができる。

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事前協議書(第1号様式)を区長に提出し、区と予定事業の内容を協議するものとする。なお、地域団体が連携して行う事業にあつては、連携する団体の中から主たる団体をあらかじめ定めておくものとする。

2 補助事業者は、前項の事前協議書に添付して、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

- (1) 団体の活動内容が分かる書類(連携事業の場合は、連携する団体すべての書類)
- (2) 事業経費見積書(事業経費が100万円を超える場合は2社以上)
- (3) 連携事業の場合は、連携する団体すべての団体名、代表者名、住所が記載された名簿
- (4) その他区長が必要と認めた書類

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、前条に規定する事前協議を行った後、補助金の交付を受けようとするときは、事前協議書を提出した団体の代表者名で、区長が定める期日までに、補助金交付申請書(第2号様式)に次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の定款または規約
- (2) 申請団体の総会資料(収支決算書・予算書、事業計画書等)
- (3) 防犯設備整備事業(連携事業)の場合は連携する団体の役員名簿
- (4) 当該事業の実施を決定した議事録  
(防犯設備整備事業(連携事業)の場合は連携する団体ごと)
- (5) 実施する事業に関する仕様書・見積書等
- (6) 道路占用許可書および道路使用許可書(防犯設備整備事業の場合)
- (7) 設置予定場所の地図(防犯設備整備事業の場合)
- (8) その他区長が必要と認めた書類

2 前項交付申請書の添付資料のうち、(6)について申請時までには用意することができない場合は、当該事業における工事着手前までに取得し、取得後速やかに提出すること。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第3号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付に付すべき条件)

第8条 区長は、補助金の交付決定に関して、次の条件を付することができる。

- (1) 補助金対象経費により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (2) 取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

- (3) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨およびその後の対策について報告すること。
- (4) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、もしくは譲り渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (5) 区長の承認を得て取得財産等を処分する場合であって、処分により収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (6) 補助事業の完了後、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(事前着手)

第9条 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、原則として補助対象としない。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手しなければならないときは、この限りではない。

2 区は、前項ただし書きに該当する場合には、あらかじめ事前着手承認申請書(第4号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(取得財産等の処分)

第10条 取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものについて、第8条第4号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、区長が別に定める期日までにあらかじめ取得財産処分承認申請書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第7条の交付決定の内容または第8条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げようとするときも同様とする。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付を申請した年度内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(第6号様式)を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合または中止しようとする場合には、予め変更等承認申請書(第7号様式)を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 契約書の写し(内訳書も含む)
- (2) 納品書の写し
- (3) 補助対象経費の請求書および領収書の写し
- (4) 口座振込控えの写し

(5)設置完了場所の地図（防犯設備整備事業の場合）

(6)事業内容のわかる写真

(7)運用規定（防犯カメラ設置運用の場合）

(8)その他区長が必要と認めた書類

（完了検査）

第15条 区長は、補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、これに協力しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 区長は第14条の規定による実績報告および前条の規定による完了検査の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助事業に要した経費により算出した金額または第4条の規定に基づく補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の確定通知を受けたときは、速やかに補助金請求書（第10号様式）を区長へ提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第18条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(3)補助対象経費により取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。

(4)交付決定を受けた後、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、または、その遂行が困難となったとき。

（補助金の返還）

第20条 区長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第16条の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年 6月16日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年11月12日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 5月17日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年 5月 7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年 5月 9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年 7月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年 6月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から適用する。

別表（第3条関係）  
補助対象経費

○防犯設備整備事業

対象経費	基準額	補助率	補助限度額
<p>防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備または部品の整備（購入、賃借※、取付等）に係る経費。</p> <p>また、補助対象経費により整備した上記の設備については、事業の完了した日の属する会計年度終了後、7年を経過し、かつ次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合は、更新（購入、賃借、取付等）に係る経費を対象とする。</p> <p>ただし、経過年数については、やむを得ない事情により更新の必要性があると区長が認める場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 整備後の防犯活動が継続的に行われていること。</p> <p>(2) モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。</p> <p>(3) 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。</p> <p>(4) 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。</p> <p>※賃借の場合は設置初年度分の賃借に係る経費</p>	<p>【単独事業】 1地域あたり 600万円</p> <p>【連携事業】 1地域あたり 900万円</p>	<p>11／1 2（更新については5／6） ※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>【単独事業】 1地域あたり 550万円（更新については500万円）</p> <p>【連携事業】 1地域あたり 825万円（更新については750万円）</p> <p>※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（ダミーカメラを含む）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業についてはこの限度額を設けないこととする。</p> <p>※特段の事情がある場合は、区長が別に額を定めることができるものとする。</p>

○地域防犯環境改善事業

対象経費	基準額	補助率	補助限度額
<p>・地域団体が行う防犯のための見守り活動に必要となる装備品（ベスト・腕章・停止灯等の装備品。）の購入等に係る経費。</p> <p>・地域団体が青色防犯パトロールで使用するための青色回転灯の購入（青色回転灯を装着した自動車に設置する拡声器、無線通信機器等同パトロールの効果を高めると認められる機器の購入、取付及び同パトロールのための自動車への塗装等に係る経費を含む。）に係る経費。</p> <p>・落書き消去活動をはじめとした防犯環境改善に必要となる資器材等の購入に係る経費。</p> <p>※ 青色回転灯の購入及び取付並びにそれに付随する経費について補助の対象となるのは、警察から「青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体である旨の証明書」を交付された、又は交付される予定の団体とする。</p>	<p>1地域あたり 40万円</p>	<p>5/6 ※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>1地域あたり 33万3000円</p> <p>※特段の事情がある場合は、区長が別に額を定めることができるものとする。</p>



第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所



年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金事前協議書

品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第5条の規定により、  
年度の地域見守り活動について別紙のとおり補助を受けたく事前協議いたします。

第1号様式 別紙

(1)申請者となる団体名			
(2)申請者となる団体の代表者または防犯担当者名			
(3)活動計画			
・活動開始時期		年	月 日
・活動内容			
・活動計画（以下の表に必要事項を記入）			
事業区分	事業規模	単価	総事業費
防犯設備整備事業 (単独事業)		千円	千円
防犯設備整備事業 (連携事業)			
地域防犯環境改善 事業			

安全・安心まちづくり推進地区名：

添付書類

- (1)団体の活動内容が分かる書類（連携事業の場合は連携する団体すべての書類）
- (2)事業経費見積書（事業経費が100万円を超える場合は2社以上）
- (3)連携事業の場合は連携する団体すべての団体名、代表者名、住所が記載された名簿
- (4)その他区長が必要と認めた書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

印

年度品川区地域見守り活動に対する補助金交付申請書

品川区地域見守り活動について、下記のとおり事業を行いたく補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業名（事業区分） \_\_\_\_\_
- 2 補助事業に要する経費および補助金交付申請額
  - (1) 補助対象事業費総額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (2) 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 事業の内容  
別紙のとおり
- 4 添付書類
  - (1) 申請団体の定款または規約
  - (2) 申請団体の総会資料（最新のもの）  
（収支決算書・予算書、活動報告書・計画書等）
  - (3) 防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体の役員名簿
  - (4) 当該事業の実施を決定した議事録  
（防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体ごと）
  - (5) 実施する事業に関する仕様書等
  - (6) 道路占用許可書および道路使用許可書（防犯設備整備事業の場合）
  - (7) 設置予定場所の地図（防犯設備整備事業の場合）
  - (8) その他区長が必要と認めた書類

第2号様式 別紙1

(1)補助事業名(事業区分)			
(2)安全・安心まちづくり 推進地区名			
(3)事業主体(地域団体名)			
(4)事業の目的・概要(設置する防犯設備、場所、台数等)			
(5)事業の必要性			
(6)期待される効果			
(7)事業の実施方法 ①実施スケジュール  ②実施方法			
(8)事業に要する経費			
総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分
			都補助金 区補助金 自己負担額
円	円	円	円 円 円
〈自己負担額内訳〉			
区 分	金 額	左 の 説 明	
積立金	円		
負担金	円		
借入金	円		
その他	円		
計	円		
(9)既に設置されている防犯設備(場所および個数)			

第3号様式（第7条関係）

年 月 日  
発第 号

様

品川区長

印

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の事業について、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の内訳 下記のとおり

補助事業名（事業区分）	補助対象経費	補助金額
	円	円
	円	円
合 計	円	円

3 補助条件  
別紙のとおり

### 第3号様式 別紙

#### 補助条件

- (1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときはこの通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- (3) 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業遅延等報告書（第6号様式）を区長に提出し、その指示を受けること。
- (4) 事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするときまたは中止しようとするときには、あらかじめ品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業変更等承認申請書（第7号様式）を区長に提出すること。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業実績報告書（第8号様式）を区長に提出すること。
- (6) 区長から補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- (7) 以下のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
  - ・交付決定内容または付した条件に違反したとき。
  - ・法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- (9) 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (10) 取得財産等を破損するなど、地域の見守りの用に供することができなくなった場合には、区長に対しその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- (11) 取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (12) 取得財産等を他の用途に使用する場合のほか、他の者に貸し付け、譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、事前に区長の承認を得ること。
- (13) 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (14) 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- (15) その他特に区長が定める条件  
( )

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

印

年度品川区地域見守り活動事業に係る事前着手承認申請書

品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る事業を交付決定前に実施したいので、同補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり承認申請します。

記

1 補助事業名（事業区分）

2 事業着手（予定）日

年 月 日

3 事前着手する必要がある理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

印

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金取得財産処分承認申請書

品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る所得財産処分について、同補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等にかかる補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由



第6号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

印

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付 により補助金交付決定通知のあった標記の事業について、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事業遅延等の内容および原因
- 4 事業遅延等に対する措置
- 5 事業完了の予定

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

印

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業  
変更等承認申請書

年 月 日付 により補助金交付決定通知のあった標  
記の事業の内容を、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第13  
条の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額  
金 千円
- 3 変更（\*中止）の内容
- 4 変更（\*中止）の理由

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

印

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 により交付決定通知のあった標記事業  
が完了したので、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第14条  
の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業名

2 交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 事業実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助事業の実績  
別紙のとおり

5 添付書類

- (1) 契約書の写し（内訳書も含む）
- (2) 納品書の写し
- (3) 補助対象経費の請求書および領収書の写し
- (4) 口座振込控えの写し
- (5) 設置完了場所の地図（防犯設備整備事業の場合）
- (6) 事業内容のわかる写真
- (7) 運用基準（防犯カメラ設置の場合の管理運用規定）
- (8) 道路占用許可書および道路使用許可書（申請時未提出の場合）
- (9) その他区長が必要と認めた書類

第8号様式 別紙

(1)補助事業名（事業区分）					
(2)安全・安心まちづくり 推進地区名					
(3)事業主体（地域団体名）					
(4)事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで					
(5)事業の具体的な内容					
(6)事業実施後の効果					
(7)事業の成果物の内容					
(8)事業に要する経費内訳					
総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分		
			都補助金	区補助金	自己負担額
円	円	円	円	円	円
(9) 連携する団体名および代表者 (防犯設備整備事業（連携事業）の際に記入、別紙でも可)					
	団体名	代表者名	住所		
1					
2					
3					
(10)活動の具体的な内容・頻度					

第9号様式（第16条関係）

年 月 日  
発第 号

様

品川区長

印

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金について下記のとおり確定する。

記

1 補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の内訳 下記のとおり

補助事業名	補助対象経費	補助金額
	円	円
	円	円
合 計	円	円

3 補助条件  
別紙のとおり

## 第9号様式 別紙

### 補助条件

- (1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときはこの通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- (3) 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業遅延等報告書（第6号様式）を区長に提出し、その指示を受けること。
- (4) 事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするときまたは中止しようとするときには、あらかじめ品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業変更等承認申請書（第7号様式）を区長に提出すること。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業実績報告書（第8号様式）を区長に提出すること。
- (6) 区長から補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- (7) 以下のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
  - ・交付決定内容または付した条件に違反したとき。
  - ・法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- (9) 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (10) 取得財産等を破損するなど、地域の見守りの用に供することができなくなった場合には、区長に対しその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- (11) 取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (12) 取得財産等を他の用途に使用する場合のほか、他の者に貸し付け、譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、事前に区長の承認を得ること。
- (13) 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (14) 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- (15) その他特に区長が定める条件  
( )

第10号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

印

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金請求書

年 月 日付 により確定した 年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名 \_\_\_\_\_
- 2 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円